

## 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」への意見募集について

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

### ポイント

- 5月21日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に関する意見募集※1が開始されました。
- 主な政令案の内容は、以下のとおりです。
  1. 受給開始時期の選択肢の拡大（繰下げ増額率の規定等）
  2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙
  3. 在職老齢年金の見直し（低在老の基準額、加給年金の取扱い等）
  4. 企業年金・個人年金の見直しに関する規定の整備  
(企業型DC加入可能年齢引き上げ、企業型DC加入者のiDeCo加入要件見直しに伴う規定整備)
  5. その他所要の改正（国民年金手帳の廃止等）

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に関する意見募集について](#)

### 意見募集締切日・公布日

- 意見募集締切日：2021年6月19日
- 公布日：2021年6月下旬（予定）

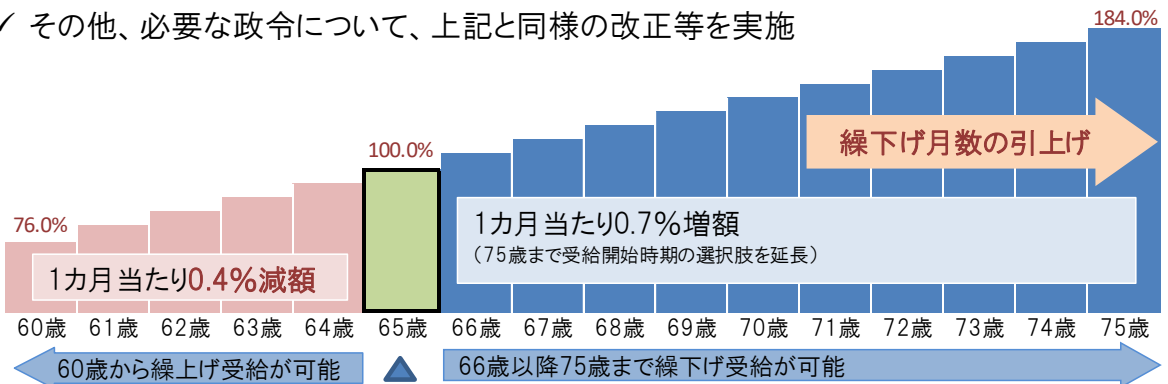
発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 1. 受給開始時期の選択肢の拡大

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給開始時期の選択肢を、現行「60～70歳」から「60～75歳」に拡大することに伴い、以下の改正を行う
  - ・繰下げ受給の繰下げ待期月数の上限を現行の60月(5年分)から120月(10年分)に引き上げ(繰下げ増額率は現行と同様に1月当たり0.7%)
  - ・繰上げ減額率を現行の1月当たり0.5%から0.4%に引き下げる
- ✓ その他、必要な政令について、上記と同様の改正等を実施



## 2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙

【施行日】 2022年10月1日

- ✓ 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、「土業」が追加されることに伴い、当該者として以下の者を規定する
  - ・弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士

## 3. 在職老齢年金の見直し

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 60～64歳の在職老齢年金(低在老)の支給停止基準額を、28万円(2021年度額)から47万円(2021年度額)に引き上げる
- ✓ 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する(在職定時改定の導入)ことに伴い、被保険者期間の月数が240月以上となる場合は、加給年金が加算されることとする
- ✓ 配偶者の在職老齢年金が一部でも支給されている場合は加給年金が支給されないが、一方、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金が全額停止されている場合には加給年金が支給されている不合理を解消するため、この場合において、加給年金額に相当する部分の支給を停止する

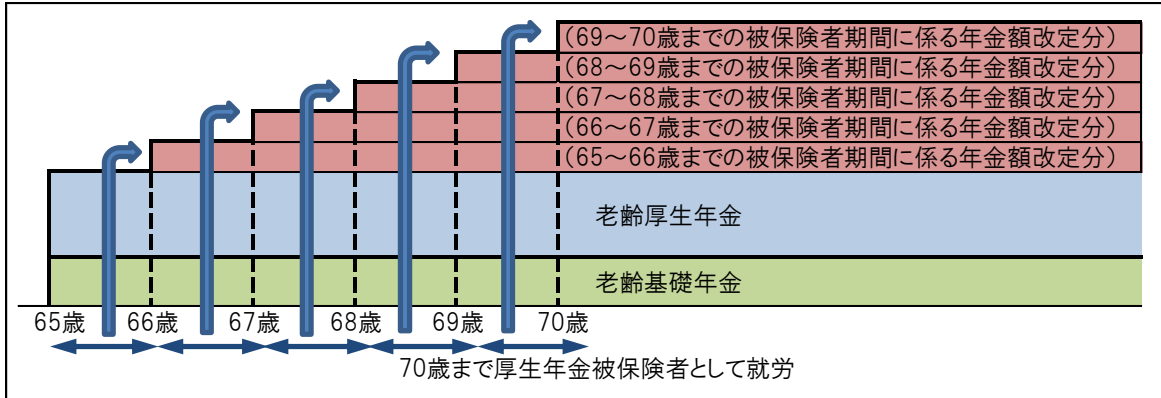
発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

### 3. 在職老齢年金の見直し(続き)

【施行日】 2022年4月1日

<ご参考> 在職定時改定の仕組み



### 4. 企業年金・個人年金の見直しに関する規定の整備

【施行日】 2022年5月1日

- ✓ 企業型DCの加入可能年齢の引き上げに伴い、iDeCoについて以下の見直しを行う
  - ・国民年金の任意加入者被保険者の拠出限度額は月額6.8万円とする
  - ・公的年金の給付を受給する場合は加入者としなが、当該給付とは、繰上げ受給の老齢基礎年金および老齢厚生年金とする
- ✓ 企業型DC⇒企業年金連合会の通算企業年金への移換、終了DB⇒iDeCoへの移換が可能となることに伴い、手続き規定の整備等の所要の改正を行う

【施行日】 2022年10月1日

- ✓ 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴い、以下等の所要の改正を行う
  - ・企業型DC加入者がiDeCoに加入するためには、事業主掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲とする
  - ・企業型DCに加入するiDeCo加入者は、各月の拠出限度額を2万円(DB加入者等は1.2万円)(事業主掛金が3.5万円(DB加入者等は1.55万円)を超えたときは超えた額を控除した額)とし、iDeCo掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲とする

### 5. その他所要の改正

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 国民年金手帳の廃止に伴い、「国民年金手帳」を引用している規定を削除する等の所要の規定の整備を行う
- ✓ その他、条項の移動を踏まえた改正等の所要の改正を行う

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 6. 経過措置

改正項目	経過措置内容
(1) 厚生年金の適用拡大	<p>特別支給の老齢厚生年金の定額部分の長期加入者特例および障害者特例の受給権者について、施行日前に支給事由が生じた受給権者で施行日前から引き続き同一の事業所に勤務している場合は、定額部分の支給停止を行わない</p> <p>企業規模要件の範囲拡大により、標準報酬の比較的低い短時間労働者の割合が増加することが見込まれるため、賃金変動率が押し下げられ、年金額にマイナスの影響が及ぶことがないよう、経過措置が設けられたことに伴い、標準報酬の平均額の算定方法を定める規定に所要の読み替えを規定する</p>
(2) 繰上げ減額率の引下げ	本政令による改正後の減額率は、施行日(2022年4月1)の前日において、60歳に達していない者について適用する
(3) 加給年金の支給停止	本政令の施行日(2022年4月1)の前日において、加給年金が加算されている老齢厚生年金および障害厚生年金の受給権者であって、低在老の支給停止基準額の引上げ又は加給年金の支給停止規定の見直しにより加給年金が支給停止となるものについて、加給年金の支給停止は行わない
(4) 国民年金手帳の廃止	2022年4月1以前に国民年金手帳の交付を受けている者が、市町村に転入・転出届等を届ける際は、引き続き国民年金手帳を添えなければならない

以上

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。